小千谷市住宅エコリフォーム補助金のご案内

小千谷市では、市民の住生活環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、市内業者による住宅のエコリフォーム工事を行う方に補助金を交付します。

【申請・問い合わせ】　建設課建築住宅係　☎0258-83-3514　FAX 0258-83-2789
（市役所３階）　✉kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

申請受付期間

今年度は、前期・後期の２回に分けて実施します。工事着工予定日によって申請時期が異なりますのでご留意ください。なお、実績報告の期限は、いずれも令和９年３月５日（金）です。

先着順ではありません。受付期間において予定件数（金額）を上回った場合は、抽選を行います。

区分	申請受付期間	工事着工予定日	予定件数
前期	令和８年４月２日（木）～15 日（水）	令和８年４月下旬～９月	220 件程度
後期	令和８年９月７日（月）～18 日（金）	令和８年 10 月～令和９年３月	80 件程度

※同一年度内の申請は１回限りです。前期で抽選に外れた方が、後期に再度申請することはできません。

補助金を受けることができる方

○小千谷市に住民登録があり、現に居住している自己所有の戸建て住宅に対象工事を行う方
○市内に本社・本店を有する施工業者と契約し、令和９年３月５日（金）までに実績報告を提出できる方
○市税等を滞納していない方
○**過去３年以内（R5~R7 年度）に同補助金を受けたことがない方**
※過去４年以前に同補助金を受けたことのある方は申請できますが、同一箇所の工事は対象外です。
※市外在住の方が自己の居住のために中古住宅等を購入して工事を行う場合は、「小千谷市空き家利活用支援事業補助金」の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

補助対象工事

○省エネ・エコ住宅設備・防災に配慮した住宅のリフォーム工事　※詳細は裏面参照
○**合計 30 万円（税込）以上の工事**（市内施工業者であれば、複数の工事を合算した金額でも可）
※今年度は、対象工事費を 50 万円から 30 万円に引き下げています。

補助金の額

工事費の 10 分の１

※上限額を 10 万円とし、千円未満切り捨ての金額です。

申請～交付の流れ

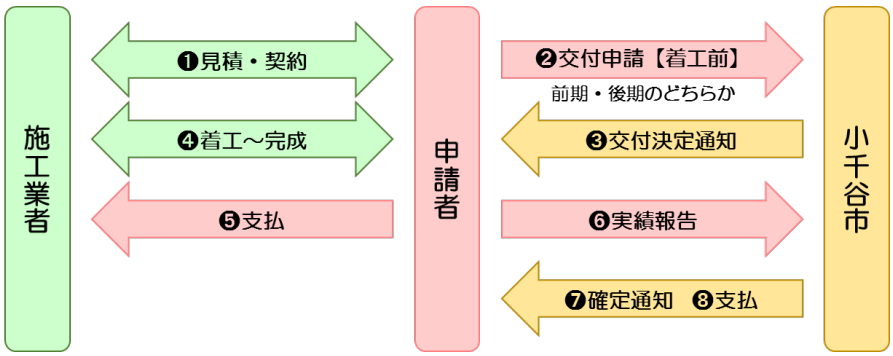

申請～実績報告の手続きについて

●交付申請／【工事着工前】

申請受付期間内に、下記の書類を提出してください。

□補助金交付申請書
□工事費見積書（複数の業者による施工の場合はすべて）
□工事着工前の写真（施工予定箇所すべて）

●申請内容に変更があった場合／【申請後～工事中】

交付決定後に申請内容や金額に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
変更の内容によっては、変更申請等が必要となる場合があります。（補助金額の増額は不可）

●実績報告／【工事完了・支払完了後】　　報告期限：令和９年３月５日（金）

工事完了後、速やかに下記の書類を提出してください。

□補助金実績報告書
□工事請負契約書の写し（請書でも可）
□領収書の写し（支払いが確認できるものであれば領収書でなくても可）
□工事完了後の写真（工事の前後対比ができるもの）
□振込口座の確認書類（通帳表紙裏面の写し等）
□アンケート用紙（提出は任意ですが、制度の参考とさせていただくため、ご協力をお願いします）
※実績報告書が提出された後に書類審査を行い、確定通知を送付します。補助金の振込日などは確定通知に記載しますので、ご確認ください。
※複数の業者による工事の場合は、それぞれ契約書（請書）と領収書の写しが必要です。

補助対象工事の詳細

次の基本工事を含む工事が対象です。その他リフォーム工事のみでの申請はできません。

基本工事【必須】	省エネ対策工事	○断熱改修（窓、ドア、外壁、屋根、天井、床など） ○LED 照明器具への取り換え　など
	住宅設備工事	○エコ住宅設備の設置 （節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器など） ○家事負担軽減に資する設備の設置 （ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、掃除しやすいトイレなど）
	防災対策工事	○耐雪・耐震機能の向上（壁・柱・基礎等の改修） ○屋根材等の耐候性能向上 ○外壁材等の防火性能向上 ○感震ブレーカーの設置 ○雨水貯留タンクの設置
その他リフォーム工事		○住宅の内外装の修繕 ○住宅の増改築（間取り変更を含む） ○居室、浴室、玄関、台所、トイレなどの改修 ○その他市長が対象と認める工事

※対象とならないもの

○設置工事を伴わない製品の購入費
○住宅以外の用途部分の増改築工事
○造園、門扉、ブロック塀などの外構工事
○住宅の増改築を伴わない解体工事
○家具や家電製品の購入費